

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及びJSA事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降のJIS案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下にJIS素案の調査審議及び作成を行うためのWGを設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいたJIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するためにJIS作成予定一覧表としてJSAウェブサイト掲載いたします。

※選定基準3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、  
下記リンク先の5～6ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合 は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定期間
JSA	09 化学	制定	K7254	プラスチック破壊じん(鞠)性(GICおよびKIC)の求め方 -線形破壊力学による方法	Plastics – Determination of fracture toughness (GIC and KIC) – Linear elastic fracture mechanics (LEFM) approach	近年、熱可塑性及び熱硬化性プラスチック、並びにそれらの複合材料が構造分野で用いられるケースが増加している。特に、炭素繊維強化複合材料の母材であるエポキシ樹脂、耐熱性のある芳香族ポリアミドなどの高性能エンジニアリングプラスチックでは、材料が降伏する前に内部のき裂や欠陥から破壊に至るケースが多くみられる。このため、再現性のある比較可能な強度特性値として、き裂の成長開始に対する抵抗値である破壊韌性を求めることが重要である。これまで、国内には、プラスチックの破壊韌性値を求める規格がなく、ISO規格又はASTM規格を用いてきた。しかし、近年の国内における国際規格の使用機会の増加に伴い、2018年に改訂された最新の対応国際規格であるISO 13586に整合したJISの制定が望まれている。また、この試験方法は、特性の異なる複数の材料を組み合わせるマルチマテリアルを活用した接着接合の評価においても基礎となるため、早急にJISを制定する必要がある。	本規格を制定することにより、これまで適用が進んでいなかった設計や材料開発にプラスチックの破壊じん性の評価を取り入れることができるようになり、プラスチック及びその複合材料の利用促進が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略号 ・原理 ・装置 ・試験片 ・状態調節 ・手順 ・結果のまとめ方 ・精度 ・試験報告書	–	ISO 13586:2018 Plastics – Determination of fracture toughness (GIC and KIC) – Linear elastic fracture mechanics (LEFM) approach	MOD  第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	–	国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2026年1月	

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K6404-3	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法－第3部：物理試験(応用)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics—Part 3: Determination of physical properties (Application)	この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(応用)について規定しているもので、2020年にISO 1420:2016、ISO 4675:2017、ISO 5978:1990、ISO 6450:2005、ISO 7229:2015を基礎として改正された。吸水試験については、このJISを基に制定したISO 17581が2025年に制定され、Annex Aとして試験に使用するインクの分離性を予め試験し、本テストに適したインクであるかを判断する方法が追加されたため、整合を図る必要がある。耐寒試験は、現行規格では3種類の試験法が規定されているが、近年の技術の実態において高まっている新たな試験方法の追加の需要に応えるため、ゴム材料の試験方法を参考にしたゴム引布及びプラスチック引布の低温衝撃試験(ISO 4646:2022)を新しい対応国際規格として追加し、4種類目の試験法としてこのJISにも新たに規定を追加する必要がある。また、ブロッキング試験は、ISO 5978が2023年に改訂され、ガラス板サイズの規定及び試料のサイズに公差が設けられたため、実際の試験においても利便性が向上していることから、測定精度を上げるためにサイズの公差値を設け、整合を図る必要がある。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、日本企業の製品を対応国際規格の実態に合わせた開発・製造が容易となり、海外市場において取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・吸水試験において、対応国際規格の制定(ISO 17581:2025)に対応して、A法のインクの選定方法及び成立条件、更にITPの結果を追加する。 ・耐寒試験において、近年の技術の実態において高まる需要に応えるため、対応国際規格(ISO 4646:2022)を追加し、低温衝撃試験を新たに規定する。 ・ブロッキング試験において、対応国際規格の改訂に対応して、ガラス板サイズの規定及び試料のサイズに公差を設ける。	-	ISO 1420:2016, Rubber- or plastics-coated fabrics -Determination of resistance to penetration by water ISO 4646:2022, Rubber- or plastics-coated fabrics -Low-temperature impact test ISO 4675:2017, Rubber- or plastics-coated fabrics -Low-temperature bend test ISO 5978:2023, Rubber- or plastics-coated fabrics -Determination of blocking resistance ISO 6450:2021, Rubber- or plastics-coated fabrics -Determination of resistance to liquids ISO 7229:2022, Rubber- or plastics-coated fabrics -Measurement of gas permeability ISO 17581:2025, Rubber- or plastics-coated fabrics -Determination of water absorption resistance	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ  欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2026年1月